

(巻末資料)

参考1 規約、協議会・幹事会メンバー	80
参考2 災害対策用機械	84
参考3 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（九州関係のみ抜粋版）	88

九州道路啓開等協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「九州道路啓開等協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 九州内の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 九州内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3) 九州内の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局道路部長を、副会長は国土交通省九州地方整備局総括防災調整官及び国土交通省九州地方整備局道路情報管理官をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 協議会には、幹事会及び実務的な検討を行うための部会を設けることができる。

(事務局)

第 5 条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 協議会の事務局は国土交通省九州地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、平成27年10月20日から施行する。

九州道路啓開等協議会名簿

機関名	役職名	備考
【道路管理者】		
九州地方整備局	道路部長	会長
九州地方整備局	道路部 道路情報管理官	副会長
九州地方整備局	総括防災調整官	副会長
福岡県	県土整備部長	
佐賀県	交通政策部長	
長崎県	土木部長	
熊本県	土木部長	
大分県	土木建築部長	
宮崎県	県土整備部長	
鹿児島県	土木部長	
北九州市	建設局長	
福岡市	道路下水道局長	
熊本市	都市建設局長	
西日本高速道路(株)九州支社	保全サービス事業部長	
福岡北九州高速道路公社	保全交通部長	
【関係機関】		
警察庁 九州管区警察局	広域調整部長	
福岡県警察	交通部長	
佐賀県警察	交通部長	
長崎県警察	交通部長	
熊本県警察	交通部長	
大分県警察	交通部長	
宮崎県警察	交通部長	
鹿児島県警察	交通部長	
防衛省 九州防衛局	企画部長	
陸上自衛隊 西部方面総監部	防衛部長	
九州電力(株) 業務本部	資材部長	
西日本電信電話(株) 九州事業本部	設備部長	
(株)NTTドコモ 九州支社	ネットワーク部長	
(一社)日本自動車連盟九州本部	ロードサービス部長	
(一社)福岡県建設業協会	会長	
(一社)佐賀県建設業協会	会長	
(一社)長崎県建設業協会	会長	
(一社)熊本県建設業協会	会長	
(一社)大分県建設業協会	会長	
(一社)宮崎県建設業協会	会長	
(一社)鹿児島県建設業協会	会長	

九州道路啓開等協議会 幹事会名簿

所属	役職	備考
【道路管理者】		
九州地方整備局	道路部 道路情報管理官	幹事長
九州地方整備局	道路管理課長	副幹事長
九州地方整備局	防災課長	副幹事長
九州地方整備局	北九州国道事務所長	
九州地方整備局	福岡国道事務所長	
九州地方整備局	佐賀国道事務所長	
九州地方整備局	長崎河川国道事務所長	
九州地方整備局	熊本河川国道事務所長	
九州地方整備局	八代河川国道事務所長	
九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
九州地方整備局	宮崎河川国道事務所長	
九州地方整備局	延岡河川国道事務所長	
九州地方整備局	大隅河川国道事務所長	
九州地方整備局	鹿児島国道事務所長	
福岡県	県土整備部 道路維持課長	
佐賀県	交通政策部 道路課長	
長崎県	土木部 道路維持課長	
熊本県	土木部 道路保全課長	
大分県	土木建築部 道路保全課長	
宮崎県	県土整備部 道路保全課長	
鹿児島県	土木部 道路維持課長	
北九州市	建設局 道路維持課長	
福岡市	道路下水道局 道路維持課長	
熊本市	都市建設局 道路整備課長	
西日本高速道路(株)九州支社	保全サービス統括課長	
福岡北九州高速道路公社	保全交通部 保全管理課長	
【関係機関】		
警察庁 九州管区警察局	広域調整部 広域調整第二課長	
警察庁 九州管区警察局	広域調整部 高速道路管理官	
福岡県警察	交通規制課長	
佐賀県警察	交通規制課長	
長崎県警察	交通規制課長	
熊本県警察	交通規制課長	
大分県警察	交通規制課長	
宮崎県警察	交通規制課長	
鹿児島県警察	交通規制課長	
防衛省 九州防衛局	地方調整課 地方協力確保室長	
陸上自衛隊 西部方面總監部	防衛部 防衛課長	
九州電力(株)業務本部	資材調達企画グループ 課長	
西日本電信電話(株)九州事業本部	設備部 災害対策室 課長	
(株)NTTドコモ九州支社	ネットワーク部 災害対策室 課長	
(一社)日本自動車連盟九州本部	ロードサービス部 管理課長	
(一社)福岡県建設業協会	専務理事	
(一社)佐賀県建設業協会	専務理事	
(一社)長崎県建設業協会	専務理事	
(一社)熊本県建設業協会	常務理事	
(一社)大分県建設業協会	専務理事	
(一社)宮崎県建設業協会	専務理事	
(一社)鹿児島県建設業協会	専務理事	

災害対策用機械

(1) 災害対策用機械の派遣

参考2



土のう製造機



対策本部車



情報収集車



路面清掃車



防災ヘリコプター
はるかぜ号



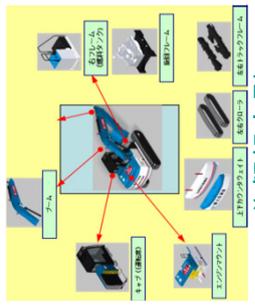
衛星通信車



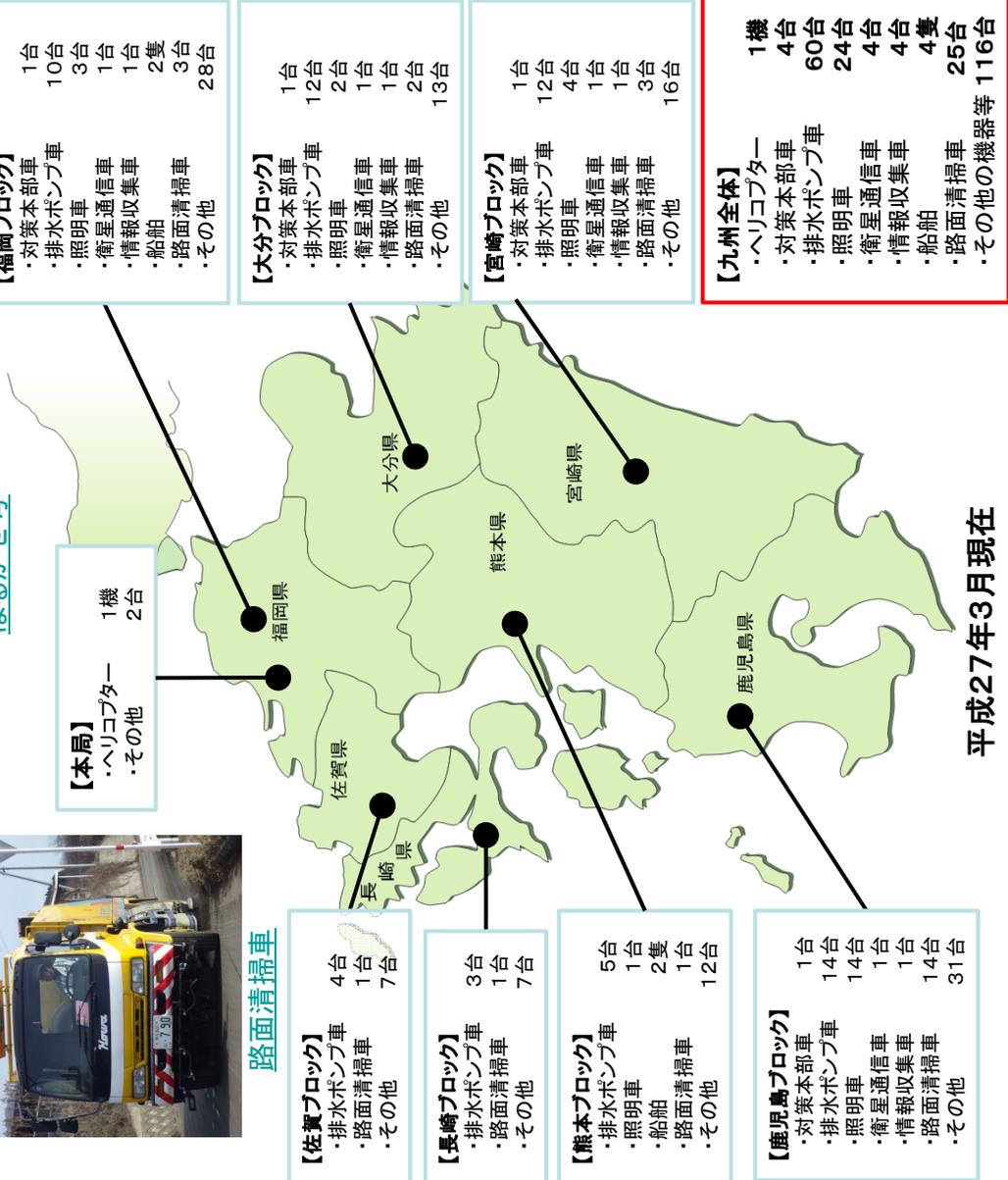
海大型油回収船
海翔丸



待機支援車



分解組立型
バックホウ



平成27年3月現在

(2) 災害時応援協定の締結による備え(自治体との災害時応援協定)

大規模災害時において、国・県・市町村間で応援に関する協定をあらかじめ締結し災害に備える。
平成26年6月に、九州すべての県、政令市、市町村(230市町村)と災害時応援協定を締結。

● 応援に関する内容

次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するもの

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
- (4) 災害応急措置

平成27年4月現在

■ 県、政令市、市町村長と九州地方整備局長との 災害時応援協定締結市町村数		【県】	【政令市】	【市町村】
福岡	1	2	5	8
佐賀	1	-	2	0
長崎	1	-	2	1
熊本	1	1	4	4
大分	1	-	1	8
宮崎	1	-	2	6
鹿児島	1	-	4	3
計	7	3	23	0



宮崎県高円町と九州地方整備局との調印式

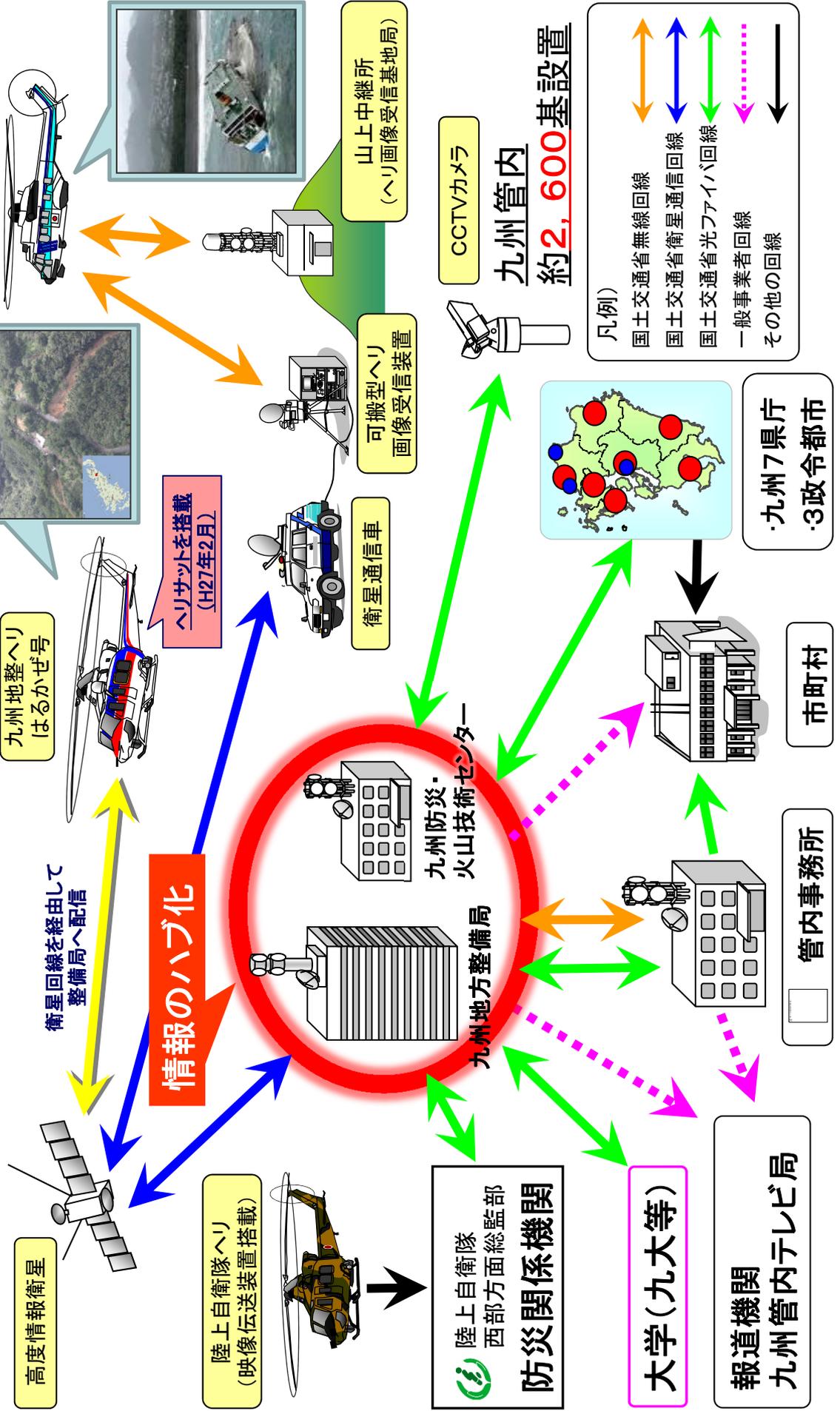


福岡県筑紫野市と九州地方整備局との調印式

災害対策用機械

(3) 防災関係機関等による連携②(映像情報のリアルタイム共有)

九州地方整備局の光ファイバーネットワーク等を活用し、防災関係機関、大学、自治体等へ、リアルタイムで配信。



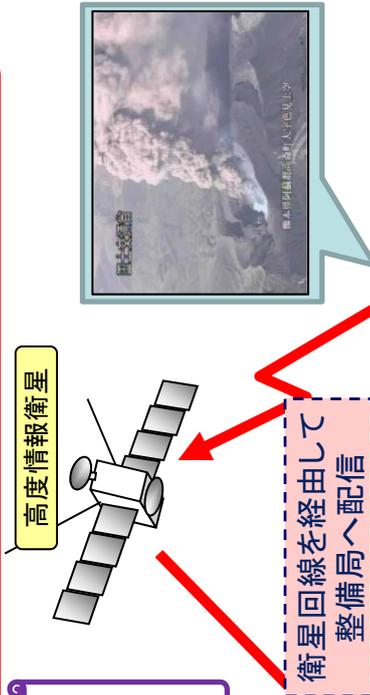
九州初！ 衛星回線を使ったヘリコプター撮影映像の高画質リアルタイム配信

『ヘリサット(衛星通信システム)』方式の特徴

- ヘリコプター(はるかぜ号)が撮影した映像は、衛星回線を経由して整備局へ配信。
- ヘリサットは衛星回線を使うため、陸上、海上など日本全国どこからでも高画質な映像をリアルタイムに配信可能！

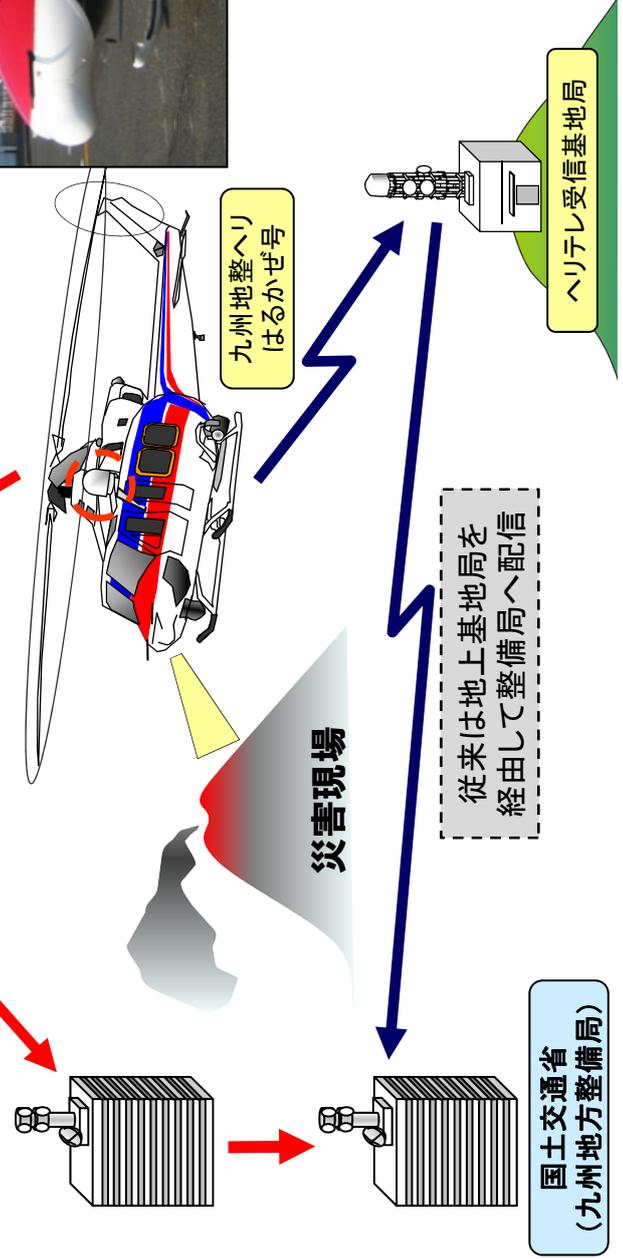
ヘリサット映像は、九州地方整備局の光ファイバーネットワーク等を活用し、防災関係機関、大学、自治体等へリアルタイムで配信可能。

ヘリサット受信基地局
国土交通省
(本省、近畿地整)



【従来】『ヘリテレ』方式の特徴

- ヘリコプターが撮影した映像は、直接、地上基地局を経由して整備局に配信。
- 山間部・海上沖合い等では、地上基地局へ電波が届かずリアルタイムの映像配信ができない。



南海トラフ地震における
具体的な応急対策活動に関する計画
(九州関係のみ抜粋版)

平成27年3月30日

中央防災会議幹事会

目次

第1章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ
2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立
 - (1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準
 - (2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置
 - (3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携
3. タイムラインに応じた目標行動
4. 用語の定義

第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨
2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置
 - (1) 緊急輸送ルート計画
 - (2) 関係機関によるタイムラインに応じた目標行動

第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1. 趣旨
2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方
 - (1) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員
 - (2) 広域応援部隊の派遣
3. 広域応援部隊の派遣先
 - (1) 被害想定を踏まえた派遣
 - (2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正
 - (3) 広域応援部隊の派遣手順
 - (4) 発災時の情報共有
4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点
 - (1) 部隊の進出のための拠点
 - (2) 部隊の活動のための拠点
5. 警察、消防及び自衛隊の部隊間の活動調整と活動支援
 - (1) 部隊間の活動調整
 - (2) 部隊の活動支援
6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶
 - (1) 従事する活動及び規模
 - (2) 航空機の運用の考え方
 - (3) 艦船・船舶の運用の考え方
7. 警察庁、消防庁及び防衛省の部隊派遣の方針
 - (1) 警察庁
 - (2) 消防庁
 - (3) 防衛省

第4章 医療活動に係る計画

1. 趣旨
2. 国、都道府県の役割
 - (1) 都道府県の役割
 - (2) 国の役割
3. 発災直後のDMAT派遣
 - (1) DMATの派遣要請
 - (2) DMATの参集
 - (3) DMATへの任務付与及び指揮
4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復
5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）
 - (1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義
 - (2) 患者搬送の考え方
 - (3) 航空搬送拠点
 - (4) 広域医療搬送
 - (5) 地域医療搬送
6. DMATの活動終了以降

第5章 物資調達に係る計画

1. 趣旨
2. 物資調達の対象品目、対象府県
 - (1) 対象品目
 - (2) 対象となる被災府県
3. プッシュ型支援の実施手順
4. 広域物資輸送拠点
 - (1) 広域物資輸送拠点対象となる被災府県
 - (2) 広域物資輸送拠点の施設基準
5. 飲料水の調達計画
 - (1) 飲料水の必要量
 - (2) 被災府県別調達計画
6. プッシュ型支援の実施計画
 - (1) 必要量
 - (2) 被災府県別調達・供給計画
7. プル型支援の実施
8. 全国的な物資不足への対応

第6章 燃料供給に係る計画

1. 趣旨
2. 石油業界における基本的な燃料供給体制
 - (1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築
 - (2) 「災害時石油供給連携計画」に基づく相互連携
3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」
 - (1) 重点継続供給
 - (2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有
4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」
 - (1) 重要施設への優先供給体制
 - (2) 優先供給要請の手順
 - (3) 費用の国庫負担

5. 臨時の給油施設に対する供給手順
6. 燃料輸送・供給体制の確保
 - (1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保
 - (2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保
7. 全国的な燃料不足への対応

第7章 防災拠点

1. 防災拠点の種類及び機能
2. 海上輸送拠点
3. 大規模な広域防災拠点とその役割

別表2-1 緊急輸送ルート of 路線及び区間

別表3-1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

別表3-2 「広域進出拠点(◎)」、重点受援県内の「進出拠点(○)」、「DMAT陸路参集拠点(○)」
(候補地)の一覧

別表3-3 航空機用活動拠点(候補地)

別表4-1 被災地内の航空搬送拠点候補地

別表4-2 被災地外の航空搬送拠点候補地

別表5-1 広域物資輸送拠点

別表6-1 製油所・油槽所

別表7-1 海上輸送拠点

別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図

別図2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図(詳細版)

別図4-1 DMAT陸路参集のイメージ

別図4-2 各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係

第1章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ

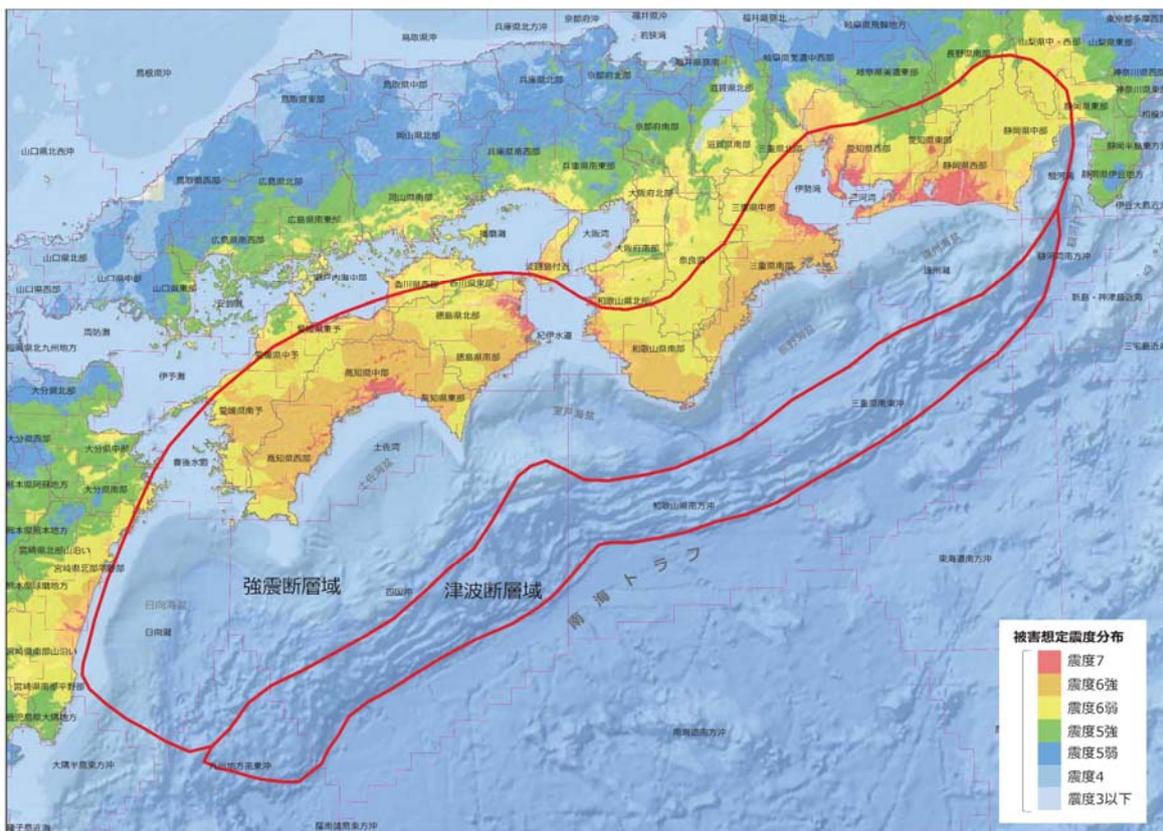
- (1) この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議）第4章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。
- (2) 具体計画は、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田恵昭関西大学教授。以下「対策検討WG」という。）」が報告した被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めている。
- (3) 具体計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。
- (4) また、東海地震、東南海・南海地震その他の東海地方、東南海地方、南海地方いずれかの南海トラフ沿い及びその周辺の地域で起こり得る地震災害への対応についても、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく活動内容を基本として今後検討する。

2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、
 - ・地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、
 - ・中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上の震度が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
- ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が招集する緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図²⁾



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等(平成24年8月29日公表資料1-1)

2) 気象庁「地震情報で用いる震央地」

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/>

(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

- ① 政府は、速やかに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定し、速やかに災害対策基本法第108条に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。
- ② 対処方針には、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。
 - ・ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く最大勢力の警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、DMATその他の応援部隊を被災地に迅速に投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと
 - ・ 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、応援部隊を重点的に投入すること
 - ・ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること
 - ・ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給すること
- ③ 緊急災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについての総合調整を行う。

(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携

- ① 政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）を設置する。
- ② 政府現地対策本部は、被災府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

3. タイムラインに応じた目標行動

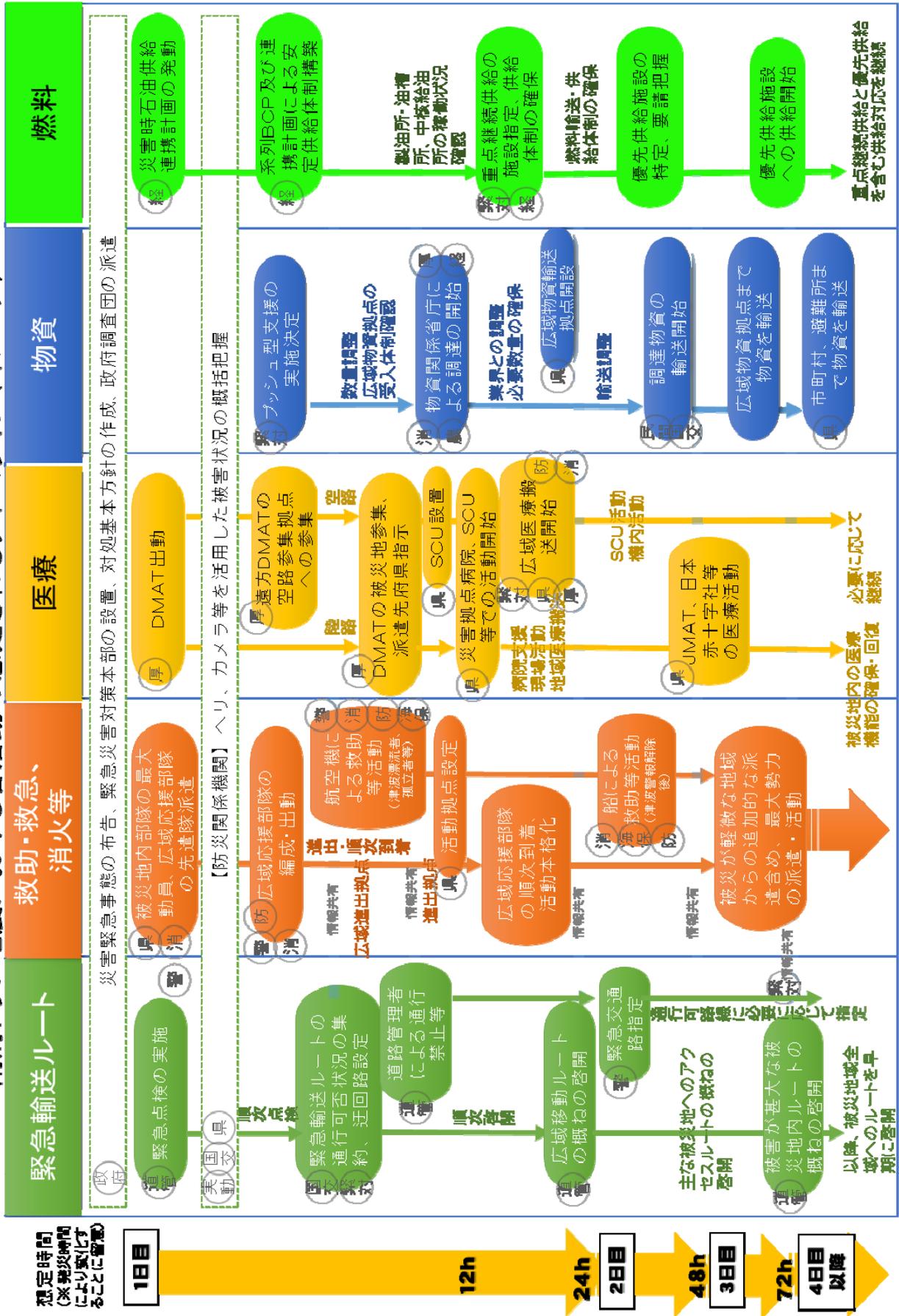
- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じたタイムラインを5頁のとおり設定し、防災関係機関はこれを踏まえて緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の活動を統合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

4. 用語の定義

具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- ・ 南海トラフ地震：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。
 - ・ 南海トラフ巨大地震：モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。
 - ・ 被災都府県：特措法第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。
 - ・ 被災府県：被災都府県のうち、東京都を除くものをいう。
- 防災拠点：第7章1.(3)の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、各章ごとにその詳細を定める。

南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、直轄国道を中心に全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる区域及び防災拠点に到達するために、必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ必要最低限に絞って選定した緊急輸送ルートについては、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが必要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関の間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有のための具体的な手順も含めて明らかにする。
- (4) なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国の都道府県から被害が甚大な地域に到達するための必要最低限のルートとして選定¹したものである。

（別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図（広域版））

- ② 関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。

(2) 関係機関によるタイムラインに応じた目標行動

- ① 道路管理者は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインに応じて、緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行う。
- ② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルートについて、他の道路管理者が管理するものも含め、
 - ・ 通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）
 - ・ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）
 - ・ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）

- ・ 未点検区間（未点検の要因を含む）

を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。また、政府現
地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び都道府県と協力して上記情報
を収集し、速やかに緊急対策本部に報告するものとする。

- ③ 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部は、国土交通省と連携し、プローブ情報等民間事
業者が保有・公表するビッグデータも活用しつつ、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災
による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を関係省庁に共有する。
- ④ 警察庁は、緊急輸送を確保するために、都道府県警察が直ちに一般車両の通行を禁止するな
どの必要な交通規制を行うとともに、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開
状況を踏まえ、都道府県公安委員会が必要な緊急交 通路を迅速かつ的確に指定するよう指
導・調整を行い、緊急通行車両の円滑な 通行を確保する。

¹ 緊急輸送ルートは、この計画において以下の4種類の考え方で整理している。

- ・ 広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成さ
れる。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先
している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネッ
トワークも考慮している。
- ・ 被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
- ・ 代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能
性が高い場合に考慮するルート。
- ・ 拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる
航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1. 趣 旨

- (1) 南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、被災府県内の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火等に必要な部隊（以下「域内部隊」という。）を最大限動員するとともに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早急に投入する必要がある。
- (2) このため、被災地域内で動員する警察・消防機関の域内部隊に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を明らかにする。
- (3) 域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急活動、消火活動のほか、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。
 - 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
 - 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
 - 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力

2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

- (1) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員
 - ・ 被災地域に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する。（各県の職員数は別表 3-1のとおり）
- (2) 広域応援部隊の派遣
 - ・ 一方、被災地域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県（以下「重点受援県」という。）に対しては、全国からの広域応援部隊を迅速に投入する必要がある。
 - ・ このため、具体計画では、対策検討WGが平成24年8月に報告した被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえ、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県を重点受援県として計画する。
 - ・ 上記（1）記載の警察・消防機関のうち、重点受援県の10県における勢力（別表3-1に掲げる当該10県の職員数の合計）は以下のとおりであるが、これらに加え、全国からの広域応援部隊を派遣する。

警察 : 約36,200人
消防機関: 消防職員 約24,500人
消防団員 約147,800人

3. 広域応援部隊の派遣先

- (1) 被害想定を踏まえた派遣
 - ・ 警察庁、消防庁及び防衛省は、被害想定（死者数及び自力脱出困難者数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模¹に応じて広域応援部隊を派遣することを想定する。
 - ・ この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、部隊の所在する地域ブロックを越えて派遣することも含め、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

地方		対象府県	被害規模の目安
中部地方	重点受援県	静岡県、愛知県、三重県	概ね4割
	それ以外	山梨県、長野県、岐阜県	
近畿地方	重点受援県	和歌山県	概ね2割
	それ以外	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
四国地方	重点受援県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	概ね3割
九州地方	重点受援県	大分県、宮崎県	概ね1割
	それ以外	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正

- ・ 南海トラフ地震の場合、重点受援県が甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれているが、発災時には、本計画を基礎としつつ、警察庁、消防庁及び防衛省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

¹ 被害規模は、平成24年8月29日の対策検討WGによる南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）の死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケースの中央値を抽出して合算し、地方毎に割合を算出したもの。

(3) 広域応援部隊の派遣手順

① 迅速な出動決定

- ・ 南海トラフ巨大地震によっても被害が想定されない地域に所在する警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊並びに北海道・東北地方等に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、直ちに出動する。
- ・ 南海トラフ巨大地震の場合には被害が想定されている地域の広域応援部隊については、発災後、被害が軽微である場合には早期に出動する。

② 進出の手順

- ・ 出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて、重点受援県に進出するための進出拠点にできる限り速やかに進出する。
- ・ 警察庁、消防庁及び防衛省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。
- ・ 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する広域進出拠点及び進出拠点の情報を警察庁、消防庁及び防衛省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

③ 広域応援部隊の派遣規模（最大値）

- ・ 重点受援県以外の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模は以下のとおりである。
 - 警察災害派遣隊 : 約 16,000人²
 - 緊急消防援助隊 : 約 16,600人 / 4,200隊^{3,4}
- ・ 自衛隊の災害派遣部隊（重点受援県に所在する部隊も含む。）の最大限の派遣規模は以下のとおりである。
 - 自衛隊の災害派遣部隊 : 約 110,000人

(4) 発災時の情報共有

- ① 警察庁、消防庁及び防衛省は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、以下の項目について、派遣部隊の進出・活動状況を取りまとめ、緊急災害対策本部に集約する。
 - ・ 出動部隊名、所在地
 - ・ 人員数・出動時間
 - ・ 派遣先
 - ・ 進出・活動状況（広域進出拠点、進出拠点、活動拠点への到達状況）
- ② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁及び防衛省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。
- ③ 政府現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都道府県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁及び防衛省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（4.（2）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

² 域内の警察も含め、約52,000人態勢。

³ 域内の消防職員も含め、約41,000人態勢。このほか、域内では消防団員約147,800人も対応。

⁴ 緊急消防援助隊の数値は重点受援県を除く37都道府県の緊急消防援助隊登録隊数（平成27年3月時点）の合計

4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点

(1) 部隊の進出のための拠点

- ① 広域進出拠点・進出拠点
 - ・ 発災後、各部隊が、3. に掲げる手順により重点受援県が属する被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が受援都道府県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。
 - ・ 具体計画では、「広域進出拠点」及び重点受援県内の「進出拠点」を別表3-2のとおり定める。
 - ・ 広域進出拠点及び進出拠点の管理者は、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。
 - ・ 広域応援部隊は、発災時には、進出する広域進出拠点及び進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。

(中 略)

(2) 部隊の活動のための拠点

- ① 各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきものを「救助活動拠点」という。
- ② 救助活動拠点のうち、
 - (ア) 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点
 - (イ) 甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用すること

が想定される拠点
については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表 3-3 のとおり候補地を明確化する。

(中 略)

第 4 章 医療活動に係る計画

(中 略)

5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

(1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義

① 広域医療搬送

- ・ 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

② 地域医療搬送

- ・ 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

(2) 患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせる。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の保有する航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

(3) 航空搬送拠点

① 被災都府県による航空搬送拠点の確保・SCUの設置

- ・ 被災都府県は、発災後、当該府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。
(別表 4-1：被災地内の航空搬送拠点候補地)

② 被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能

- ・ 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災都府県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。
- ・ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受け入れることを想定する。このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるように、緊急度判定の機能を確保する。

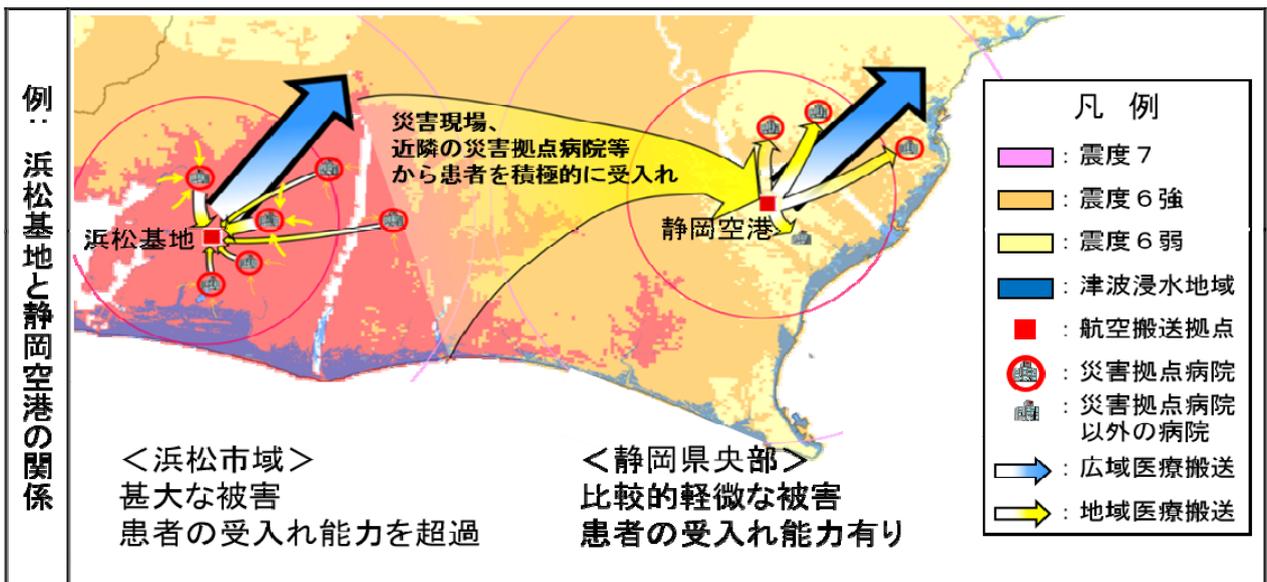
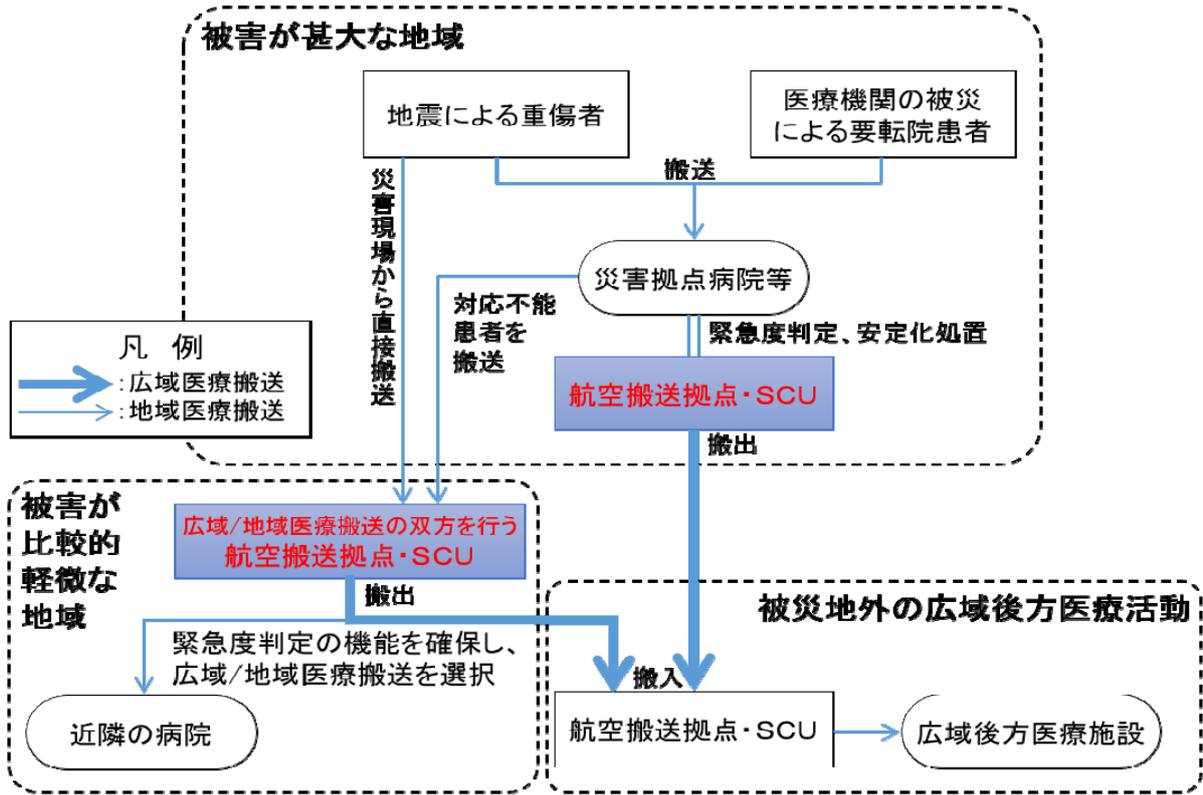
例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、

松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

③ 被災地外の航空搬送拠点・SCUの確保及び広域後方医療活動⁶

- ・ 非被災道県及び東京都は、緊急災害対策本部との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。（別表4-2：被災地外の航空搬送拠点候補地）
- ・ 非被災道県及び東京都は、航空搬送拠点から広域後方医療施設⁷への地域医療搬送を行う。

被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能（概念図）



(中 略)

第5章 物資調達に係る計画

(中 略)

4. 広域物資輸送拠点

(1) 広域物資輸送拠点

- ① 広域物資輸送拠点とは、国の調整によって供給する物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該府県が物資を送り出すための拠点である。
- ② 被災府県が設置する広域物資輸送拠点は、別表5-1のとおりである。

(2) 広域物資輸送拠点の施設基準

- ① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとした。
 - ・ 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
 - ・ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）
 - ・ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
 - ・ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
 - ・ 非常用電源が備えられていること
 - ・ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
 - ・ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ② なお、別表5-1に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①に掲げる基準を満たしていないものについては、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替拠点を確保することが求められる。

(中 略)

第6章 燃料供給に係る計画

(中 略)

第7章 防災拠点

1. 防災拠点の種類及び機能

- (1) 防災拠点については、第6章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。
- (2) 緊急災害対策本部、政府現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。
- (3) 防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3-2）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3-2に重点受援県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの（別表3-3に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの（別表4-1、4-2）
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を県が受け入れ、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、県が設置するもの（別表5-1）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの（別表7-1）

2. 海上輸送拠点

- (1) 陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する海上輸送拠点を別表7-1のとおり定める。
- (2) 海上輸送拠点として活用する港湾は、発災時も有効に機能するよう、次に掲げる考え方に当てはまるものから選定した。
- ① 利用する岸壁は、当該地点において考えられる最大級の強さを持つ地震動によっても機能を損なわずに船舶の利用、人の乗降及び物資等の荷役を速やかに行うことができること
 - ② 効率的な輸送が可能となるよう一定規模以上のフェリー、RORO船、油槽船が着岸できる規模の岸壁を有すること。
 - ③ 緊急輸送ルート、製油所、油槽所の近傍に位置すること。
 - ④ 航路啓開と道路啓開の双方について、関係者との災害時における協定により迅速な啓開作業の体制確保が図られていること。
- (3) 発災時において利用する海上輸送拠点の確保
- ① 国土交通省は、緊急災害対策本部、政府現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表7-1に掲げる海上輸送拠点の中から優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。
 - ② 国土交通省地方整備局、海上保安庁及び港湾管理者は、自ら又は災害時における協定に基づき関係者へ要請を行い、海上輸送拠点へアクセスする航路の障害物の確認、除去及び水路の測量を早期に行う。

(4) 海上輸送に関する調整

国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、(3)により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。

この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

3. 大規模な広域防災拠点とその役割

(1) 南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。

(2) 設置主体となる県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

大規模な広域防災拠点

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
熊本空港 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。・DMATの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。・広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な大分県及び宮崎県の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。・空路による物資の受入れ、仕分け、搬送に係る広域的な役割を担う拠点である。
大分スポーツ公園 (大分県)	<ul style="list-style-type: none">・空からの救助活動のための大型回転翼機等が離発着でき、かつ、部隊の指揮、宿営、資機材集積等を行うことを想定する。・DMATの陸路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。・広域医療搬送を行う航空搬送拠点である。・大分県の広域物資輸送拠点である。

別表 2 - 1 緊急輸送ルートの路線及び区間

①高速道路等

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車 国道	九州自動車道	福岡県北九州市 門司 IC	鹿児島県鹿児島市 鹿児島 IC	NEXCO 西日本	
	東九州自動車道	福岡県北九州市 北九州 JCT	福岡県豊前市 中村 IC	NEXCO 西日本	
		福岡県豊前市 豊前 IC	宮崎県宮崎市 清武 JCT	豊前 IC～佐伯 IC : NEXCO 西日本 佐伯 IC～延岡南 IC : 国土交通省 延岡南 IC～清武 JCT : NEXCO 西日本	
		鹿児島県鹿屋市 鹿屋串良 JCT	鹿児島県霧島市 隼人東 IC	鹿屋串良 JCT～末吉財部 IC : 国土交通省 末吉財部 IC～隼人東 IC : NEXCO 西日本	
	大分自動車道	佐賀県鳥栖市 鳥栖 JCT	大分県大分市 大分米良 IC	NEXCO 西日本	
	長崎自動車道	長崎県長崎市 長崎 IC	佐賀県鳥栖市 鳥栖 JCT	NEXCO 西日本	
	宮崎自動車道	宮崎県えびの市 えびの JCT	宮崎県宮崎市 宮崎 IC	NEXCO 西日本	
自動車専用 道路	福岡前原有料道路	福岡県福岡市 福重 JCT	福岡県糸島市 前原東 IC	福岡県道路公社	
	西九州自動車道	長崎県佐世保市 佐世保大塔 IC	佐賀県武雄市 武雄 JCT	NEXCO 西日本	
	日出バイパス	大分県日出町 速見 IC	大分県日出町 日出 IC	国土交通省	
	大分空港道路	大分県日出町 日出 IC	大分県国東市 塩屋 I C	大分県	
	大隅縦貫道	鹿児島県鹿屋市 鹿屋串良 JCT	鹿児島県鹿屋市 笠之原 IC	鹿児島県	鹿児島県道 552 号鹿屋串良インター線
	隼人道路	鹿児島県始良市 加治木 JCT	鹿児島県霧島市 隼人東 IC	NEXCO 西日本	国道 10 号バイパス
	指宿スカイライン	鹿児島県鹿児島市 鹿児島 IC	鹿児島県鹿児島市 谷山 IC	鹿児島県道路公社	鹿児島県道 17 号指宿鹿児島インター線
都市高速道 路	北九州高速 1 号線	福岡県北九州市 紫川 J C T	福岡県北九州市 愛宕 JCT	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速 2 号線	福岡県北九州市 小倉駅北 IC	福岡県北九州市 日明 IC	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速 3 号線	福岡県北九州市 愛宕 JCT	福岡県北九州市 東港 JCT	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速 4 号線	福岡県北九州市 門司 IC	福岡県北九州市 八幡 IC	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速 2 号太宰府線	福岡県太宰府市 太宰府 IC	福岡県福岡市 月隅 JCT	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速 3 号空港線	福岡県福岡市 豊 J C T	福岡県福岡市 空港通 I C	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速環状線	福岡県福岡市 月隅 JCT	福岡県福岡市 福重 JCT	福岡北九州高速道路公社	

②一般国道

路線名	区間		管理者	備考
国道3号	福岡県古賀市 古賀 IC	福岡県新宮町三代 大森交差点	国土交通省	平和通り
	熊本県八代市 八代 IC	熊本県八代市東片町 八代港線 入口交差点	国土交通省	
国道10号	福岡県豊前市 中村 IC	福岡県豊前市大字塔田 福岡県 道32号(犀川豊前バイパス)交 差	国土交通省	
	大分県大分市 大分米良 IC	大分県豊後大野市犬飼町 国道 57号交差	国土交通省	大分南バイパス
	大分県大分市高砂町 大道入口 交差点	大分県大分市生石 西生石交差 点	国土交通省	産業通り
	宮崎県延岡市 北川 IC	宮崎県宮崎市橋通東 橋通四交 差点	国土交通省	
	宮崎県都城市 都城 IC	宮崎県都城市中町 中町交差点	国土交通省	
国道57号	大分県豊後大野市犬飼町 国道 10号交差	熊本県熊本市 熊本 IC	国土交通省	犬飼バイパス、犬飼千歳 道路、千歳大野道路、大 野竹田道路、肥後街道、 豊後街道、菊陽バイパ ス、熊本東バイパス
国道197号	大分県大分市片島 国道10号交 差	大分県大分市松岡 公園西イン ター入口交差点	大分県	
国道199号	福岡県北九州市 日明 IC	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港2号交差	北九州市	
	福岡県北九州市 小倉駅北 IC	福岡県北九州市小倉北区末広 (東西〇T小倉油槽所)	北九州市	
国道202号	福岡県糸島市 前原東 IC	佐賀県唐津市和多田西山 唐津 市瀬田原交差点	国土交通省	今宿バイパス、かもめロ ード、唐津バイパス
国道204号	佐賀県唐津市和多田西山 唐津 市瀬田原交差点	佐賀県唐津市神田 長松大橋交 差点	佐賀県	唐津バイパス
国道210号	大分県大分市西大道 椎迫入口 交差点	大分県大分市高砂町 大道入口 交差点	大分県	大道バイパス
国道213号	大分県国東市 塩屋 IC	大分県国東市武蔵町 大分空港 入口交差点	大分県	杵築海海路
国道218号	熊本県宇城市 松橋 IC	宮崎県延岡市 延岡 IC	熊本県内：熊本県 宮崎県内：宮崎県	
国道220号	宮崎県宮崎市橋通東 橋通四交 差点	鹿児島県鹿屋市 笠之原 IC	国土交通省	宮崎南バイパス、青島バ イパス、日南海岸ロード パーク
国道222号	宮崎県日南市春日町 国道220 号交差	宮崎県都城市中町 中町交差点	宮崎県	
国道324号	長崎県長崎市 田上 IC	長崎県長崎市 長崎 IC	長崎県	
国道327号	宮崎県日向市財光寺 お倉ヶ浜 交差点	宮崎県日向市 日向 IC	宮崎県	
国道385号	福岡県福岡市 空港通 IC	福岡県福岡市博多区豊 空港口 交差点	福岡市	
国道444号	長崎県大村市 大村 IC	長崎県大村市西大村本町 桜馬 場交差点	長崎県	
国道499号	長崎県長崎市 戸町 IC	長崎県長崎市小ヶ倉町(東西〇 T長崎油槽所)	長崎県	
国道504号	鹿児島県霧島市 溝辺鹿児島空 港 IC	鹿児島県霧島市溝辺町麓 空港 入口交差点	鹿児島県	

③都道府県道

路線名	区間		管理者	備考
福岡県道 32 号犀川豊前線	福岡県豊前市 豊前 IC	福岡県豊前市大字塔田 国道 10 号交差	福岡県	豊前 IC~国道 10 号間犀川豊前バイパス
福岡県道 45 号福岡空港線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港正面交差点	福岡市	空港通り
福岡県道 59 号志賀島和白線	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡市	
福岡県道 245 号新北九州空港線	福岡県道 245 号新北九州空港線	福岡県苅田町空港南町（新北九州空港）	福岡県	新北九州空港連結道路
福岡県道 537 号湊下府線	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県	
福岡県道 538 号湊塩浜線	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	新宮町内：福岡県 福岡市内：福岡市	
福岡県道 540 号山田新宮線	福岡県新宮町大字三代 大森交差点	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県	
福岡県道 551 号別府比恵線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 稲城交差点	福岡市	空港通り
福岡県道 574 号水城下臼井線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 稲城交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡市	空港通り
佐賀県道 23 号唐津呼子線	佐賀県唐津市神田 長松大橋交差点	佐賀県唐津市西唐津 大島通り交差点	佐賀県	
長崎県道 38 号長崎空港線	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県大村市箕島町（長崎空港）	長崎県	
長崎県道 51 号長崎南環状線	長崎県長崎市 木鉢 IC	長崎県長崎市 戸町 IC	長崎県道路公社	
	長崎県長崎市 戸町 IC	長崎県長崎市 田上 IC	長崎県	
長崎県道 119 号長崎インター線	長崎県長崎市早坂町 国道 324 号交差	長崎県長崎市 長崎 IC	長崎県	
長崎県道 236 号神ノ島飽ノ浦線	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県	木鉢トンネル付近
熊本県道 36 号熊本益城大津線	熊本県益城町 益城熊本空港 IC	熊本県益城町大字小谷 益城町小谷交差点	熊本県	
熊本県道 42 号八代鏡線	熊本県八代市横手新町 田中西町交差点	熊本県八代市永碓町 熊本県道 336 号交差	熊本県	
熊本県道 251 号郡築横手線	熊本県八代市大村町 熊本県道 336 号交差	熊本県八代市横手新町 田中西町交差点	熊本県	
熊本県道 336 号八代港線	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	熊本県八代市大村町 熊本県道 251 号交差	熊本県	
	熊本県八代市永碓町 熊本県道 42 号交差	熊本県八代市郡築五番町（東西 O T 八代油槽所、J O N E T 八代油槽所）	熊本県	
大分県道 21 号大分臼杵線	大分県大分市 大分 IC	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県	
大分県道 22 号大在大分港線	大分県大分市生石 西生石交差点	大分県大分市大字家島 大野川大橋西交差点	大分県	臨海産業道路
大分県道 539 号鶴崎港線	大分県大分市大字家島 大野川大橋西交差点	大分県大分市大字一の洲（J X 大分製油所進入路入口）	大分県	
大分県道 545 号大分空港線	大分県国東市武蔵町糸原 大分空港入口交差点	大分県国東市安岐町下原 空港出口交差点	大分県	
大分県道 610 号松岡日岡線	大分県大分市公園通り 西公園東インター入口交差点	大分県大分市大字横尾 大銀ドーム東交差点	大分県	
宮崎県道 10 号宮崎インター佐土原線	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市 宮崎 IC	宮崎県	
宮崎県道 15 号日知屋財光寺線	宮崎県日向市大字日知屋 仙ヶ埼交差点	宮崎県日向市大字財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県	

宮崎県道 18 号荒武新富線	宮崎県西都市大字黒生野インター入口交差点	宮崎県新富町富田 下城元交差点	宮崎県	
宮崎県道 44 号宮崎高鍋線	宮崎県新富町大字新田 宮崎県道 18 号交差	宮崎県新富町大字新田（新田原基地）	宮崎県	
宮崎県道 52 号宮崎空港線	宮崎県宮崎市大字赤江（宮崎空港）	宮崎県宮崎市大字本郷南方空港ランプ交差点	宮崎県	
宮崎県道 321 号西都インター線	宮崎県西都市 西都 IC	宮崎県西都市大字黒生野インター入口交差点	宮崎県	
宮崎県道 350 号内海港線	宮崎県宮崎市大字内海 国道 220 号交差	宮崎県宮崎市大字内海（EMG 宮崎油槽所）	宮崎県	
鹿児島県道 219 号玉取迫鹿児島港線	鹿児島県鹿児島市 谷山 IC	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県	

④市町村道・臨港道路等

路線名	区間		管理者	備考
北九州市道西港町2号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 国道199号交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	北九州市	
北九州市道西港町6号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港町2号線交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 (JONET 小倉油槽所)	北九州市	
北九州市道西港町18号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	福岡県北九州市小倉北区西港町 (東西OT 北九州油槽所)	北九州市	
福岡市道下臼井博多駅線	福岡県福岡市 空港通 IC	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡市	空港通り
福岡市道荒津1397号線	福岡県福岡市 西公園 IC	福岡県福岡市中央区荒津 (JX 福岡油槽所等)	福岡市	
福岡市道西戸崎通り線	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎棧橋線交差	福岡市	
福岡市道西戸崎棧橋線	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎通り線交差	福岡県福岡市東区西戸崎 (JONET 福岡油槽所)	福岡市	
長崎市道大浜町木鉢町線	長崎県長崎市 木鉢 IC	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎市	
	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎県長崎市木鉢町 (出光長崎油槽所)	長崎市	
佐世保市道大塔側道1号線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保大塔 IC	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道尼瀧循環支線交差	佐世保市	
佐世保市道尼瀧循環支線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道大塔側道1号線交差	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道大塔側道1号線交差	佐世保市	
佐世保市道尼瀧循環線	長崎県佐世保市卸本町 佐世保市道尼瀧循環支線交差	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道大和楠ヶ浦線交差	佐世保市	
佐世保市道大和楠ヶ浦線	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道尼瀧循環線交差	長崎県佐世保市大塔町 (東西OT 佐世保油槽所)	佐世保市	
大分市道3-1059号線	大分県大分市大字松岡 公園西インター入口交差点	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分市	
鹿児島市道谷山港1号線	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県鹿児島市谷山港 (JX 鹿児島油槽所、出光鹿児島油槽所、東西OT 鹿児島油槽所)	鹿児島市	
臨港道路大島線	佐賀県唐津市西唐津 大島通り交差点	佐賀県唐津市西大島町 (昭和シェル唐津油槽所)	唐津市	
臨港道路細島港	宮崎県日向市大字日知屋 竹島入口交差点	宮崎県日向市大字日知屋 (東西OT 日向油槽所)	宮崎県	
臨港道路宮崎港	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市港東 (東西OT 宮崎油槽所)	宮崎県	

別表 3-1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援県	被害想定			被害規模の 目安	警察部隊・消防部隊		
		①死者数 (中央値)	②自力脱出 困難者数 (中央値)	①+②		都道府県警 察官の定員	消防職員数	消防団
福岡県		0	35	35	概ね1割	10,965	4,835	25,015
佐賀県		0	0	0		1,694	1,082	19,367
長崎県		5	95	100		3,042	1,727	20,201
熊本県		10	0	10		3,067	2,254	34,576
大分県	○	4,250	2,340	6,590		2,063	1,597	15,672
宮崎県	○	15,500	10,800	26,300		2,008	1,161	15,008
鹿児島県		190	120	310		3,004	2,263	15,488
九州計		19,955	13,390	33,345		25,843	14,919	145,327

注) 死者数、自力脱出困難者は、「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」
(平成24年8月)の各ケースの死者数、自力脱出困難者の中央値である。

別表 3-2 「広域進出拠点(◎)」、重点受援県内の「進出拠点(○)」、「DMAT陸路参集拠点(●)」(候補地)の一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警 察 庁	消 防 庁	防 衛 省	中核給 油所	(参考) DMAT 参集
福岡県	山田SA《下り線》	福岡県朝倉市	大分自動車道				●	○
福岡県	古賀SA《下り線》	福岡県古賀市	九州自動車道	◎			●	
熊本県	山江SA《下り線》	熊本県山江村	九州自動車道				●	○
大分県	弥生スポーツ公園	大分県佐伯市	国道10号		○			
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	国道197号	○				○
大分県	竹田市総合運動公園	大分県竹田市	国道502号		○			
大分県	大貞総合運動公園	大分県中津市	国道10号		○			
大分県	玖珠SA《下り線》	大分県玖珠町	大分自動車道	◎				
大分県	大原グラウンド	大分県日田市	国道212号		○			
宮崎県	西階総合運動公園	宮崎県延岡市	宮崎県道241号線	○	○			
宮崎県	高千穂町総合公園	宮崎県高千穂町	国道218号		○			
宮崎県	都城市公設地方卸売市場	宮崎県都城市	国道10号		○			
宮崎県	霧島SA《下り線》	宮崎県小林市	宮崎自動車道		○			
宮崎県	えびのPA《上り線》	宮崎県えびの市	九州自動車道	◎				
宮崎県	えびのPA《下り線》	宮崎県えびの市	九州自動車道	◎				

注) サービスエリア、パーキングエリアのうち給油施設がある拠点には●印を入れている。

別表 3-3 航空機用活動拠点（候補地）

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
福岡県	福岡空港	福岡県福岡市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
福岡県	北九州空港	福岡県北九州市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
熊本県	熊本空港	熊本県益城町	国土交通省	航空機の駐機・給油等
大分県	大分空港	大分県国東市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	佐伯市	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	(株)大宜	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分県央飛行場	大分県豊後大野市	大分県	航空機の駐機・給油等
宮崎県	日向市牧水公園交流施設	宮崎県日向市	日向市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	新田原基地	宮崎県新富町	防衛省	航空機の駐機等
宮崎県	清水台総合公園	宮崎県西都市	西都市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	宮崎空港	宮崎県宮崎市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
宮崎県	宮崎市生の目の社運動公園	宮崎県宮崎市	宮崎市	航空機の駐機・給油等
鹿児島県	鹿児島空港	鹿児島県霧島市	国土交通省	航空機の駐機・給油等

注1) 用途については、第3章4.(2)による分類に基づき、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記している。

注2) (イ)に分類される航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大規模回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの（周辺に10ha以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。）から選定した。

被災地内の航空搬送拠点候補地

- ・被災県が確保する航空搬送拠点の候補は、以下のとおりである。
- ・被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。
- ・このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受入れることを想定する。

このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

例：熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

別表 4 - 1 被災地内の航空搬送拠点候補地

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	北九州空港	○	○
熊本県	熊本空港	○	○
大分県	大分空港	○	○
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

被災地外の航空搬送拠点候補地

- ・ 非被災県が確保する被災地外の航空搬送拠点の候補は、以下の通りである。
- ・ 被災地外の航空搬送拠点は、被災地からの患者を受入れ、周辺医療機関への搬送の拠点となる。

別表 4 - 2 被災地外の航空搬送拠点候補地

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
長崎県	長崎空港	○	○

別表5-1 広域物資輸送拠点

整理番号	都道府県		施設名称	所在地住所	敷地面積 (㎡)	上屋		駐車(待機)スペース面積 (㎡)	物資配分先 市町村の避難者数 (一日当りの最大値)	ブッシュ型支援における供給の有無					備考	
	県名	代替性				有無	床面積 (㎡)			食料	毛布	育児用調整粉乳	おむつ(乳児・小児)	おむつ(大人)		携帯トイレ 簡易トイレ
90	熊本県		県産業展示場(グラマンメッセ熊本)	益城町福富 1010	120,828	有	15,825	53,200	10,825	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
91		代	県民総合運動公園【パークドーム熊本】	熊本市東区石原町 2-9-1	901,608	有	26,000	50,000	-	-	-	-	-	-	-	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
92	大分県		大分スポーツ公園	大分市横尾 1351	80,572	有	92,882	28,742	79,279	○	○	○	○	○	○	
93	宮崎県		都城トラック団地協同組合	都城市上水流町 818-1	87,956	有	17,904	63,293	135,833	○	○	○	○	○	○	
94			高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井 883-1	12,472	有	3,120	5,500	75,157	○	○	○	○	○	○	
95	鹿児島県		霧島市公設地方卸売市場	霧島市国分広瀬 1629-1	17,435	有	2,200	7,200	5,607	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
96			鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市東開町 11-1	97,393	有	33,024	5,070	9,728	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
97			鹿屋市水産物地方卸売市場	鹿屋市田崎町 150	4,000	有	1,000	345	3,403	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。

(備考)

- 被災や施設の使用状況により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災府県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものとする。
- 代替性欄に「代」と記載のある拠点は、代替拠点として開設される拠点であることを示す。
- 本表の施設は、発災後、被災府県の災害対策本部が指定する施設に変更される場合がある。その場合には、当該府県の災害対策本部に対して変更した施設の情報報告するものとする。

別表 6 - 1 製油所・油槽所

製油所・油槽所名	住所
東西オイルターミナル 北九州油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 小倉油槽所	福岡県北九州市
東西オイルターミナル 小倉油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 福岡油槽所	福岡県福岡市
J X 日鉱日石エネルギー 福岡油槽所	福岡県福岡市
出光興産 福岡油槽所	福岡県福岡市
EMG マーケティング 福岡油槽所	福岡県福岡市
昭和シェル石油 唐津油槽所	佐賀県唐津市
東西オイルターミナル 佐世保油槽所	長崎県佐世保市
出光興産 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 八代油槽所	熊本県八代市
ジャパンオイルネットワーク 八代油槽所	熊本県八代市
J X 日鉱日石エネルギー 大分製油所	大分県大分市
東西オイルターミナル 日向油槽所	宮崎県日向市
東西オイルターミナル 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市
EMG マーケティング 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市
J X 日鉱日石エネルギー 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市
出光興産 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市
東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市

注) 本表は、緊急輸送ルートと接続されている製油所・油槽所を示している。

海上輸送拠点

1. 非被災県
九州になし

2. 被災県

別表 7 - 1 海上輸送拠点

府県名	港湾名	製油所 油槽所
大分県	別府港	
	大分港	○
	津久見港	
宮崎県	内海港	○
	宮崎港	○
	細島港	○
	油津港	
熊本県	八代港	○
鹿児島県	鹿児島港	○
	志布志港	
	川内港	

注) 本表の製油所・油槽所欄に○が記載されている港湾は、
別表 6 - 1 に掲げる製油所・油槽所があることを示す。

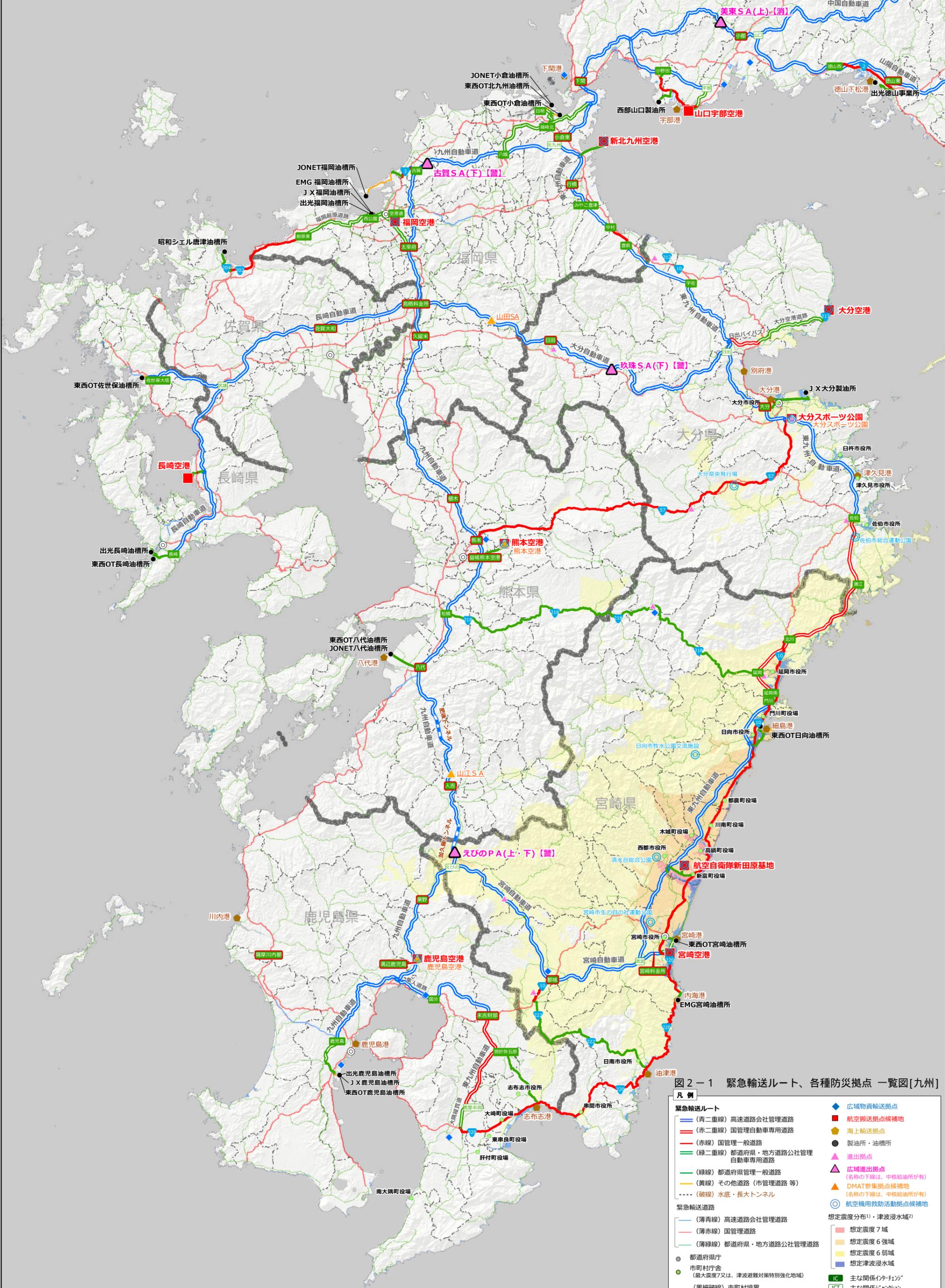


図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図(九州)

- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- (青二重線) 高速道路会社管理道路
 - (赤二重線) 国管理自動車専用道路
 - (赤線) 国管理一般道路
 - (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - (緑線) 都道府県管理一般道路
 - (黄線) その他道路(市管理道路等)
 - (破線) 水底・長大トンネル
- 緊急輸送道路**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理道路
 - (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路
- ◎ 都道府県庁
 ● 市町村庁舎
 (最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
 --- (黒細破線) 市町村境界
 --- (黒線) 都道府県境界
- ◆ 広域物資輸送拠点
 ■ 航空搬送拠点候補地
 ● 海上輸送拠点
 ● 製油所・油槽所
 ▲ 進出拠点
 ▲ 広域進出拠点
(名称の下線は、中核給油所が有)
 ▲ DMAT参集拠点候補地
(名称の下線は、中核給油所が有)
 ◎ 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾
- 想定震度7域
 - 想定震度6強域
 - 想定震度6弱域
 - 想定津波浸水域
- IC 主な関係庁(ターミナル)
 JCT 主な関係庁(ジャンクション)
 JCT 緊急通行車両確認標章交付検問所(※)

1) 陸側震度分布(南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告))
 2) 津波ケース①、②、③、④、⑤の浸水想定域を包含する域
 ※標章交付検問所は、本計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの

北九州市周辺 拡大図

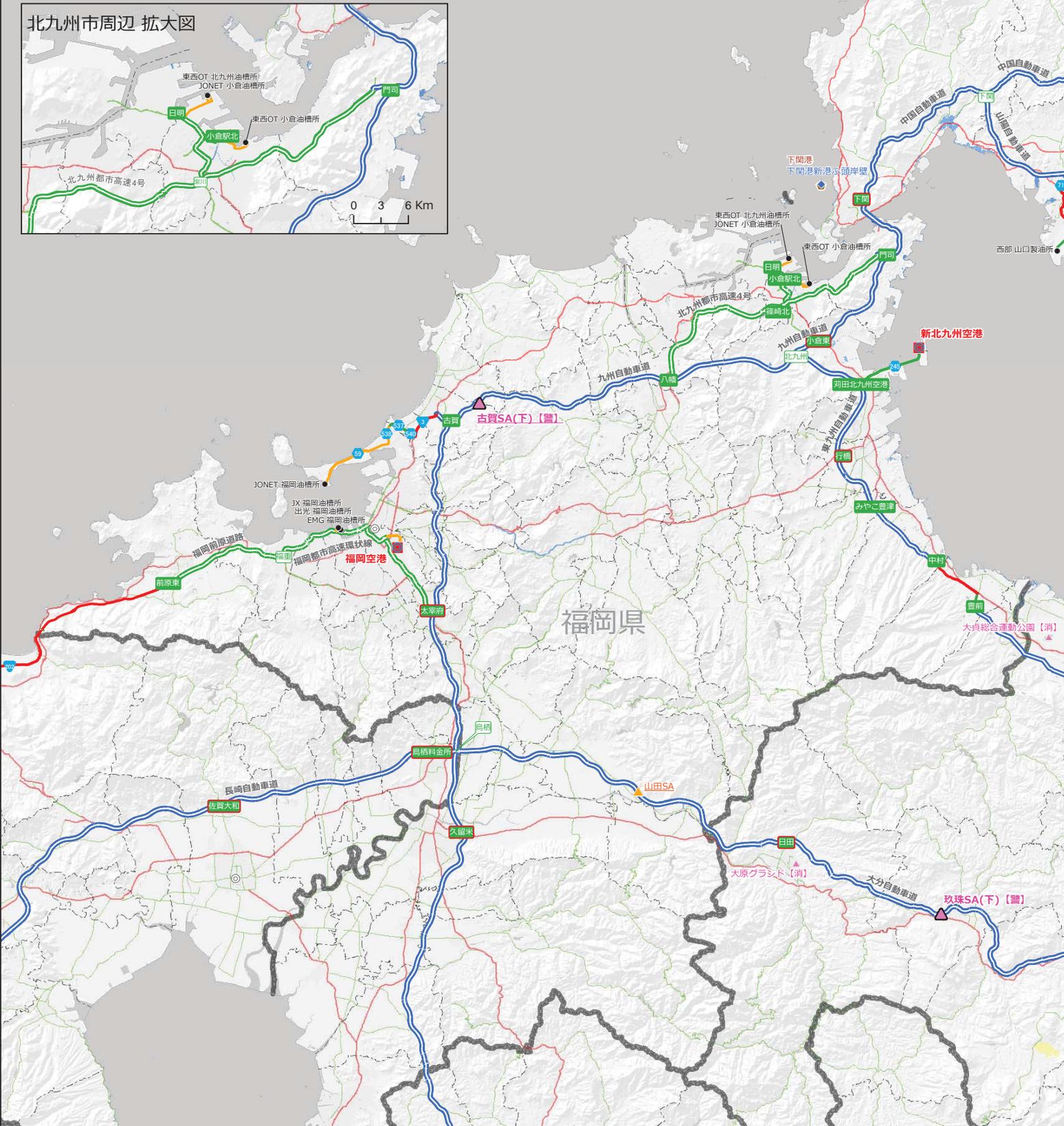


図2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図 (詳細版) [福岡県]

福岡市周辺 拡大図



- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理自動車専用道路
 - (赤線) 国管理一般道路
 - (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - (緑線) 都道府県管理一般道路
 - (黄線) その他道路 (市管理道路等)
 - (破線) 水底・長大トンネル
- 緊急輸送道路**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理道路
 - (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路
- ◎ 都道府県庁
 ○ 市町村庁舎 (最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
 ● (黒細破線) 市町村境界
 — (黒線) 都道府県境界
- 緊急輸送拠点**
- ◆ 広域物資輸送拠点
 - 航空搬送拠点候補地
 - ▲ 海上輸送拠点
 - 製油所・油槽所
 - ▲ 進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ▲ 広域進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ▲ DMAT参集拠点候補地 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ◎ 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾**
- 想定震度7域
 - 想定震度6強域
 - 想定震度6弱域
 - 想定津波浸水域
- IC** 主な関係機関・団体の
ICT 主な関係機関・団体の
ICB 緊急通行車両確認権章交付機関等^(※)
ICT

¹⁾ 震度分布 (南海トラフ巨大地震の被害想定に基づいて (第一次報告))
²⁾ 津波が大小、西、東の各海域を襲撃する域
 ※ 権限交付機関等は、本計画を踏まえて関係庁が検討の上、定めているもの

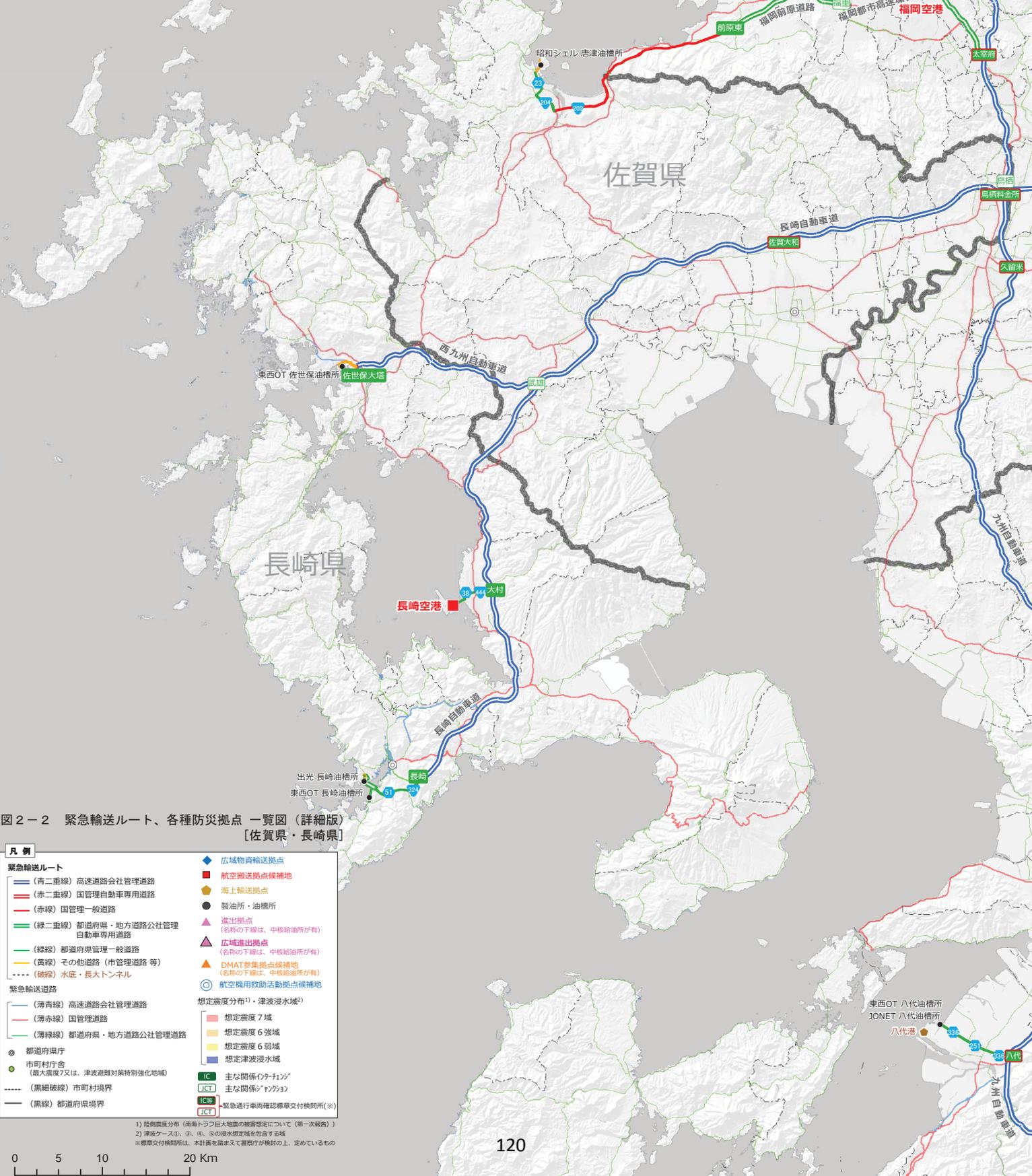
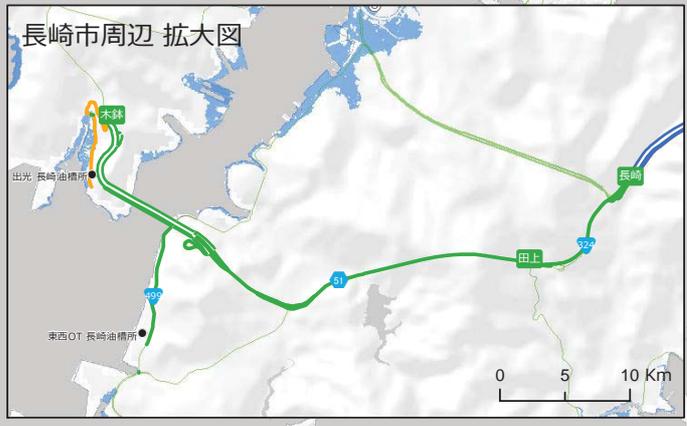


図 2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図 (詳細版) [佐賀県・長崎県]

- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- (青二重線) 高速道路会社管理道路
 - (赤二重線) 国管理自動車専用道路
 - (赤線) 国管理一般道路
 - (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - (緑線) 都道府県管理一般道路
 - (黄線) その他道路(市管理道路等)
 - (破線) 水底・長大トンネル
- 緊急輸送道路**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理道路
 - (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路
- 都道府県庁
● 市町村庁舎 (最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
- (黒細破線) 市町村境界
● (黒線) 都道府県境界
- 広域物資輸送拠点
● 航空搬送拠点候補地
● 海上輸送拠点
● 製油所・油槽所
● 進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
● 広域進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
● DMAT 参集拠点候補地 (名称の下線は、中核給油所が有)
● 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾
- 想定震度 7 域
 - 想定震度 6 強域
 - 想定震度 6 弱域
 - 想定津波浸水域
- IC 主な関係インターチェンジ
JCT 主な関係ジャンクション
ICJCT 緊急通行車両確認標識交付検問所^(※)

1) 降例震度分布 (南海トラフ巨大地震の被害想定について (第一次報告))
2) 津波ケース①、②、③、④の浸水域を含む区域
※標識交付検問所は、本計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの

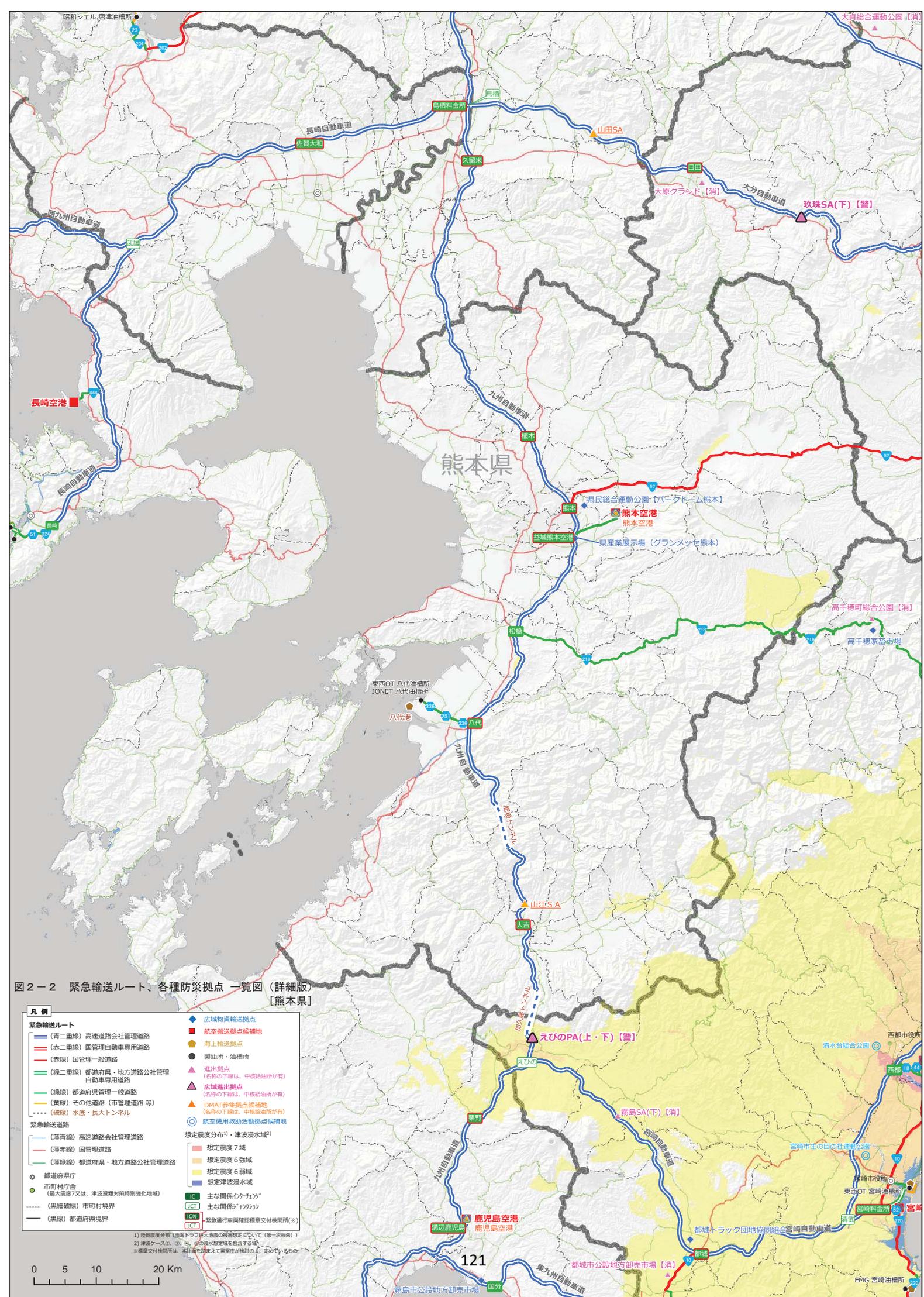


図 2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図（詳細版）
[熊本県]

- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- （薄青線）高速道路会社管理道路
 - （薄赤線）国管理自動車専用道路
 - （赤線）国管理一般道路
 - （緑二重線）都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - （緑線）都道府県管理一般道路
 - （黄線）その他道路（市管理道路等）
 - （破線）水底・長大トンネル
- 緊急輸送道路**
- （薄青線）高速道路会社管理道路
 - （薄赤線）国管理道路
 - （薄緑線）都道府県・地方道路公社管理道路
- 都道府県庁
● 市町村庁舎
● (最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
- - - (黒細線) 市町村境界
- (黒線) 都道府県境界
- ◆ 広域物資輸送拠点
◆ 航空搬送拠点候補地
● 海上輸送拠点
● 製油所・油槽所
▲ 進出拠点 (名称の下欄は、中核給油所が有)
▲ 広域進出拠点 (名称の下欄は、中核給油所が有)
▲ DMAT参集拠点候補地 (名称の下欄は、中核給油所が有)
◎ 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾
- 想定震度7域
 - 想定震度6強域
 - 想定震度6弱域
 - 想定津波浸水域
- IC 主な関係インターチェンジ
IC 主な関係ジャンクション
IC 緊急通行車両確認標識交付検問所^(※)

1) 陸奥震度分布(南海トラフ巨大地震の震源想定について(第一次報告))
2) 津波ケース①、②、③、④の津波浸水域を含む場合
※標識交付検問所は、本計画を踏まえて国が交付するものとして、定められているもの



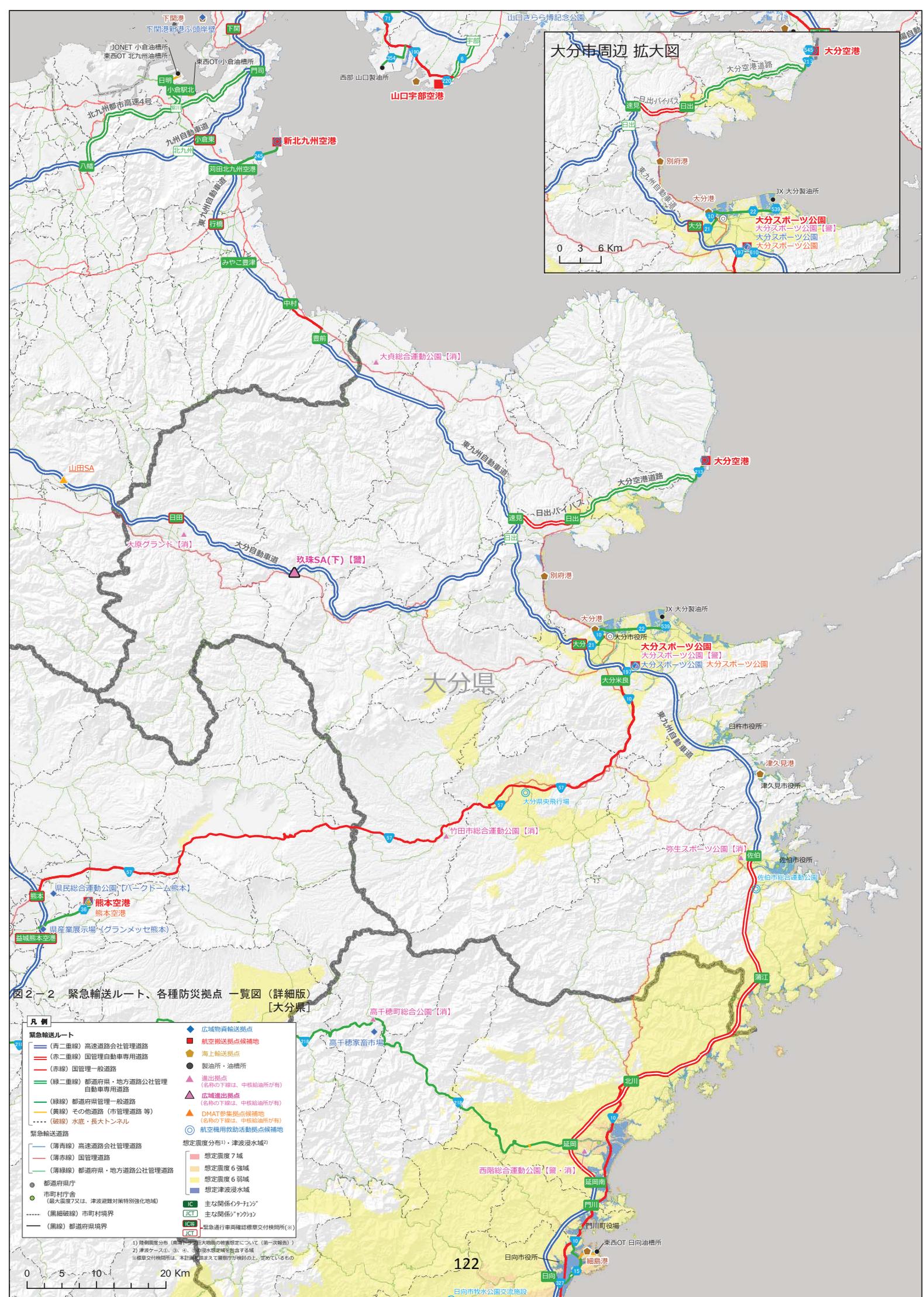
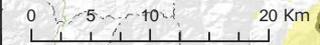


図2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図（詳細版）
【大分県】

- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (赤二重線) 国管理自動車専用道路
 - (赤線) 国管理一般道路
 - (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - (緑線) 都道府県管理一般道路
 - (黄線) その他道路(市管理道路等)
 - (破線) 水底・長大トンネル
- 緊急輸送道路**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理道路
 - (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路
- 都道府県庁
● 市町村庁舎
(最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
- (黒細破線) 市町村境界
(黒線) 都道府県境界
- ◆ 広域物資輸送拠点
 - 航空搬送拠点候補地
 - ▲ 海上輸送拠点
 - 製油所・油槽所
 - ▲ 進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ▲ 広域進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ▲ DMAT参集拠点候補地 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ◎ 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾**
- 想定震度7域
 - 想定震度6強域
 - 想定震度6弱域
 - 想定津波浸水域
- IC 主な関係機関「ナショナル」
ICT 主な関係機関「メカニック」
ICM 緊急通行車両確認標章交付検問所(※)

1) 降例震度分布 (降例) 降例は、国土交通省の地震動予測に基づいて(第一次報告)
2) 津波ケース①、②、③、④の浸水域を指す
※標章交付検問所は、本計画を踏まえて警備隊が検問所の上、定めていたもの



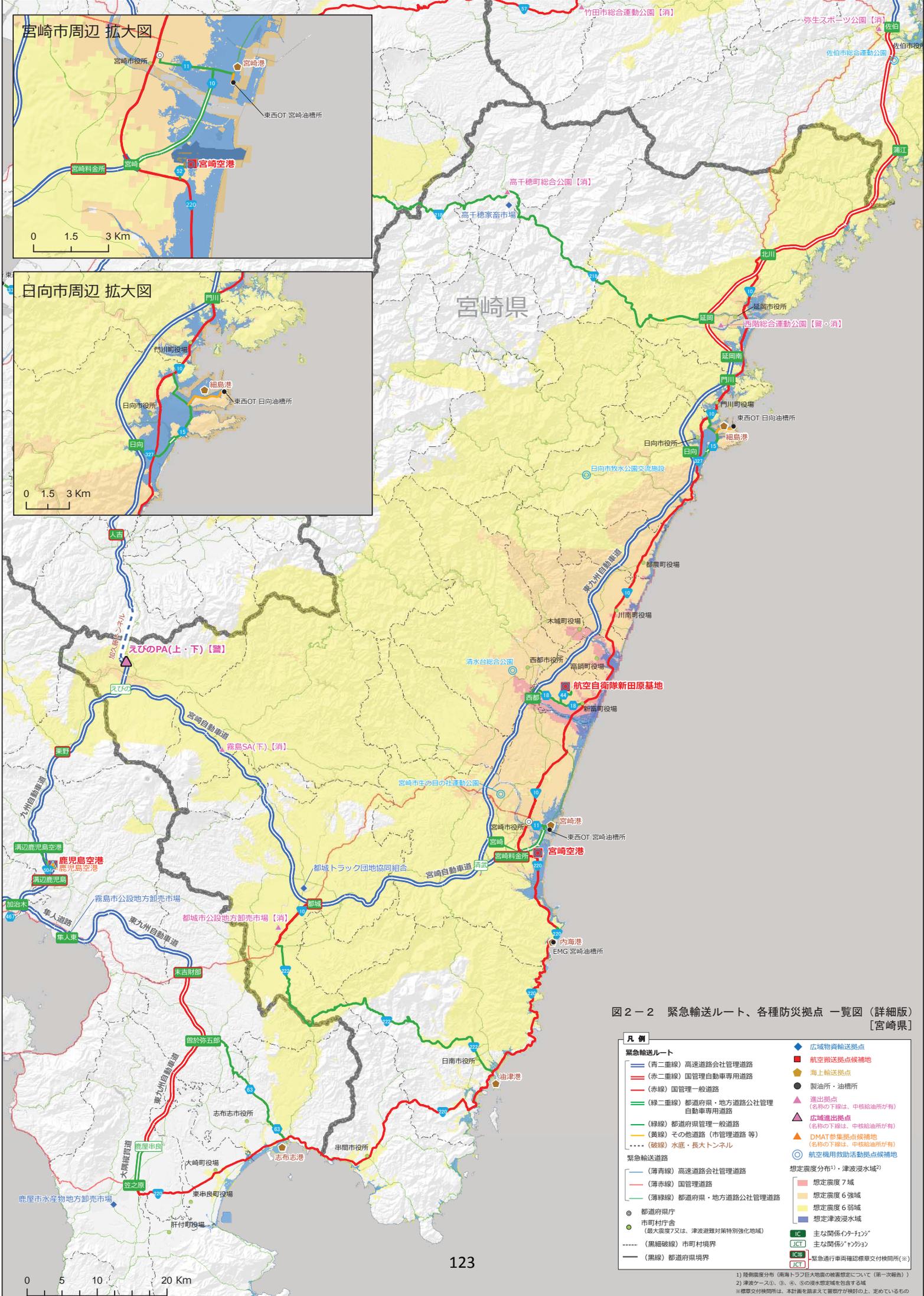


図2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図（詳細版）
[宮崎県]

- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- （薄青線）高速道路会社管理道路
 - （赤二重線）国管理自動車専用道路
 - （赤線）国管理一般道路
 - （緑二重線）都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - （緑線）都道府県管理一般道路
 - （黄線）その他道路（市管理道路等）
 - （破線）水底・長大トンネル
- 緊急輸送施設**
- （薄青線）高速道路会社管理道路
 - （薄赤線）国管理道路
 - （薄緑線）都道府県・地方道路公社管理道路
 - 都道府県庁
 - 市町村庁舎
 - （最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域）
 - （黒破線）市町村境界
 - （黒線）都道府県境界
- 防災拠点**
- ◆ 広域物資輸送拠点
 - 航空輸送拠点候補地
 - 海上輸送拠点
 - 製油所・油槽所
 - 進出拠点（名称の下線は、中核給油所が有）
 - ▲ 広域進出拠点（名称の下線は、中核給油所が有）
 - ▲ DMAT参集拠点候補地（名称の下線は、中核給油所が有）
 - ◎ 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾**
- 想定震度7域
 - 想定震度6強域
 - 想定震度6弱域
 - 想定津波浸水域
- IC** 主な関係イターンション
ICT 主な関係イターンション
ICT 緊急輸送車両確認標章交付機関係所(※)

1) 陸側震度分布（南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告））
 2) 津波ケース①、③、④、⑤の浸水域を包含する域
 ※標章交付機関係所は、本計画を踏まえて業務方針が検討の上、定めているもの

霧島市周辺 拡大図

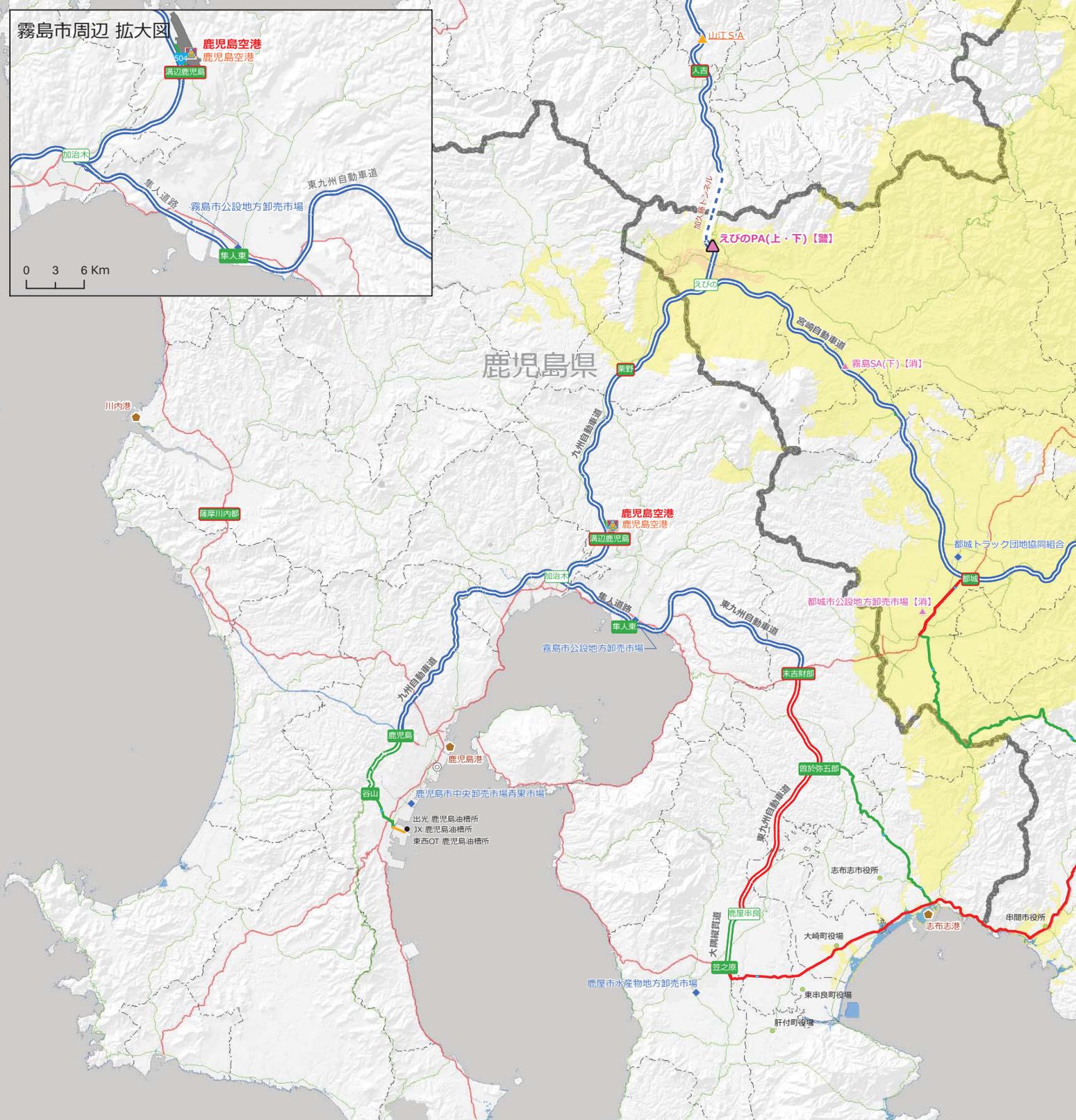


図2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図(詳細版) [鹿児島県]

- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- (青二重線) 高速道路会社管理道路
 - (赤二重線) 国管理自動車専用道路
 - (赤線) 国管理一般道路
 - (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - (緑線) 都道府県管理一般道路
 - (黄線) その他道路(市管理道路等)
 - (破線) 水底・長大トンネル
- 緊急輸送道路**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理道路
 - (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路
- その他**
- 都道府県庁
 - 市町村庁舎 (最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
 - (黒破線) 市町村境界
 - (黒線) 都道府県境界
- 防災拠点**
- ◆ 広域物資輸送拠点
 - ◆ 航空搬送拠点候補地
 - 海上輸送拠点
 - 製油所・油槽所
 - ▲ 進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ▲ 広域進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - ▲ DMAT参加拠点候補地 (名称の下線は、中核給油所が有)
 - 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾**
- 想定震度7域
 - 想定震度6強域
 - 想定震度6弱域
 - 想定津波浸水域
- IC** 主な関係(ｲﾝﾀｰﾘﾝｸﾞ)
- JCT** 主な関係(ｼﾞﾝｸﾞﾙ)
- IC&JCT** 緊急通行車両確認標識交付機関所(※)

1) 陸自震度分布 (南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告))
 2) 津波ケース①、②、③、④の浸水域想定域を包含する域
 ※標識交付機関所は、本計画を踏まえて調査が検討の上、定めているもの

